

特集 1 生徒会の可能性とこれから

参加拠点となる生徒会の再生



撮影：荒井翔平(生徒会活動支援協会)

2017 年 5 月 19 日、子どもの権利条約ネットワーク総会イベントとして、パネルディスカッション「生徒会の可能性とこれから」が開催されました。昨年の「18 歳選挙権と主権者教育」のシンポジウムに引き続き、高校生など 10 代の若者が参加して、日本の子ども、若者の社会参加のあり方や、おとな側の社会的な支援について情報、意見交換する貴重な集会になったと思います。

子どもの権利条約ネットワークでは、これまでも、子ども・若者の意見表明、参加の権利の実現に努力してきました。しかし、残念ながら 2000

年代に入り、子ども・若者の自己肯定感の低下と社会参加意欲の減退のなかで、子ども参加の停滞状態が続いています。そのような中で、昨年の 18 歳選挙権実施などの影響を受けて、日本の生徒会は子どもの「社会参加の拠点」となる可能性があります。さらに言えば、子どもの権利条約に依拠した子ども参加による「子どもにやさしいまちづくり」の拠点ともなり得ると考えられます。このディスカッションを通して、生徒会の現実をふまえつつ、生徒会が今後どのように行動していくべきか、充実した語り合いの場になりました。（編集部）

NEWS LETTER No.128 CONTENTS

特集 1 生徒会の可能性とこれから

- 子どもの参加拠点としての「生徒会」の再生を1
- 第 5 回全国生徒会大会で得たもの 2
- 首都圏高等学校生徒会連盟の活動から3
- 子どもの権利の視点から見た「新しい生徒会」の可能性4
- 2000 年代の日本における生徒会団体の展開と課題 5
- 通学環境の改善を求め高校生が市議会へ請願、採択6

特集 2 まちづくりと子ども参加

- 子ども会議「子ども会議からまちづくりへ」7

- 子どもたちが参加したくなる「ばりっ子会議」を目指して8

子どもの権利条約フォーラムコーナー

- 子どもとおとなが一緒になって創る
子どもの権利条約フォーラムを9

連載企画 子どもの現場 と子どもの権利条約

- 一緒に考えたい、子どもたちの育ちと権利擁護10
- 語り合おう！「子どもの現場から考える子どもの権利」11

本の紹介

- 『外国人の子ども白書』12

生徒会長の野望

— 悲劇のヒロインにはならない —

栗本 拓幸

(浅野高等学校 3 年・

第5回全国高校生徒会大会実行委員長)

筆者は全国高校生徒会大会実行委員長としての活動を行ってきた。子どもの権利条約ネットワーク 5 月イベントに登壇させていただいたご縁もあり、今回この様に寄稿させて頂けるという機会を得た。そこで本稿では「全国高校生徒会大会とは一体何なのか」ということを簡単に説明していきたいと考えている。

【全国高校生徒会大会の沿革と最新大会について】

全国高校生徒会大会は“日本各地の高校生有志が集い、数日間に渡る議論や発表を通して、各学校の生徒会を活性化させる事を目的とした合宿形式のイベント”である。開催は例年 1 回で 3 月末～4 月初めが会期となっている。2013 年春に第 1 回大会が開催され、第 1 回大会参加者有志によって 2014 年春に第 2 回大会が開催された。この形式(明確な引継ぎを行わず、あくまでも有志によって開催する形式)は最新の第 5 回大会まで引き継がれている。



← 第 5 回全国高校生徒会大会集合写真(公式 FB より)

筆者が実行委員長を務めた第 5 回大会は平成 29 年 3 月 27 日から 29 日まで開催された。

主会場を衆議院第二議員会館多目的会議室とし、全国から 114 名の高校生有志が集い、議論と発表を行った。大会は第 1 に自校の事例を深めるステップ、第 2 に自校事例を基に「生徒会の理想像」を考えるステップ、第 3 に各専門分野から「理想の生徒会像」を目指すステップ、第 4 に一連の議論を集約する事を目的にした発表のステップ、以上の 4 ステップで構成した。

第 3 のステップの専門議題には以下のものを設定した。
災害と生徒会/地域交流のこれから/“外務活動の意味”/生徒会団体(連盟)の運営/“生徒会長の野望”/生徒会の組織論

“災害と生徒会”では『東京防災』を基に、参加者が所属する生徒会においてどのような減災対策が取れるかを議論した。東京防災は東京都発行した災害対策用の冊子であるが、内容が非常に利用しやすいため、議論に利用をした。

“地域交流のこれから”では各校生徒会が行っている地域貢献活動を参考にしながら、これからの生徒会活動が行っていく地域貢献活動のあり方を議論した。

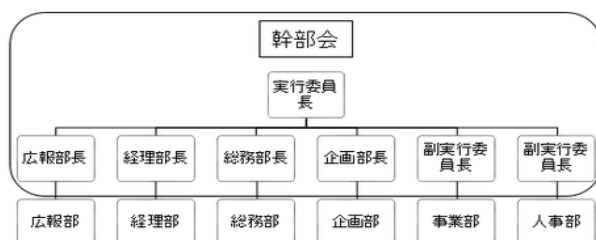
“外務活動の意味”では参加者各々が外務活動を通じて得たものを共有しながら、外務活動の意義に関して論じた。

“生徒会団体の運営”では議題参加者を生徒会連盟・団体の運営に限定した議論を行った。生徒会連盟・団体を運営する中での悩みやノウハウを共有し、解決策を探った。

“生徒会長の野望”では、将来の生徒会長希望者と現役生徒会長を参加者として議論を行った。生徒会長希望者が思い描く『生徒会長像』と現役生徒会長から見る現実を照らし合わせながら、理想の生徒会長になるためには何をすべきかを議論した。キーワードとしてあげられたのは『悲劇のヒロインにならない』ということであり、最も盛り上がったテーマだったと感じている。

“生徒会の組織論”では組織としての生徒会の運営方法から、学校内での生徒会の立ち位置までを包括的に議論し、生徒会を動かすための知恵を出し合った。

【全国高校生徒会大会の運営】



全国高校生徒会大会実行委員会の組織図

全国高校生徒会大会は高校生有志のみによって構成される実行委員会が運営している。第 5 回大会の際は 24 名の高校生が実行委員会に参加をし、6 つのセクション(“部”と呼ばれている：総務・広報・企画・経理・人事・事業)に配属をされ、各自が自主的に活動を行っていた。この実行委員会の特徴としては完全に高校生の自主性によって運営されていることにある。実行委員長や各部部长を選出する過程も然り、運営のための協賛金集めの過程も然り、運営をしようとする高校生の意識によって成り立っている事にあると言えるだろう。

【全国高校生徒会大会が抱える課題】

全国高校生徒会大会が抱える課題としては主に 3 つのものが挙げられる。

第一に参加校の“格差”、第二に高額な“参加費”、第三に大会そのものの“イベント化”である。

第一に挙げた参加校の格差とは、現状参加校がいわゆる「進学校」が大半を占めている事を意味する。日本国内には 5000 を超える高等学校が存在するが、全国高校生徒会大会への参加経験がある学校は約 200。全体の 5% にも満たない。確かに、筆者自身の経験上もいわゆる「進学校」の方が生徒会活動であるという印象は否めない。しかしながら、全国高校

生徒会大会が行っていくべき活動は『全国の高校で行われている生徒会活動の底上げ』であり、決してごく一部の高等学校のみを対象としたものではないだろう。この観点から、参加校数が多くない現状には少なからず危機感を覚えている。

そして現状、全国高校生徒会大会参加者はその交通費、宿泊費等『実費負担』をして全国から参加をしている。この負担は決して(高校生やその家族にとって)小さくないものであり、何とか改善することが出来ないかと考えている。

最後に、大会のイベント化について簡単に説明をしたい。全国高校生徒会大会はあくまでも「参加者が所属する各校に何かしら還元をする」事

が目的であり、大会開催が目的ではない。ただ、この“大きな目的”は当事者からは非常に忘れやすいものであり、大会のイベント化という問題が浮上しつつある、と言うことができる。

以上が全国高校生徒会大会の概要である。説明が不十分な箇所もあるので、詳しくは公式ホームページを参考にしてください、と思う。

未筆ながら、NCRC5 月イベントに登壇する機会を頂いた喜多さんを始めとする NCRC の方々に心から感謝申し上げます。

公式ホームページ：<https://nscc-official.com>

首都圏高等学校生徒会連盟の活動から

楽しいだけでは意味がない

一 生徒会「校外活動」の意味を考える 一

青木 憲伸（明治大学付属中野高等学校 3 年・首都圏高等学校生徒会連盟副代表）

首都圏高等学校生徒会連盟（以下高生連）は首都圏で最も大きな生徒会団体だ。私は、この高生連の副代表として一年間活動してきた。

高生連は、12 年前の 2005 年に早稲田実業学校高等部を中心に発足した団体である。首都圏にある高校生徒会を対象に、生徒会の自主的活動の推進を目的として活動を続けてきた。現在では加盟校は 40 校を超え、毎回の連盟会に 50 名程度が参加し意見を交わしている。

定期的に行われる意見交換会“連盟会”は年に 6 回行われており、各校の校内での活動（内務活動という）を主とした報告を行う「活動報告」、委員会やボランティアなどと参加校生徒会がどのように関わっているのかを発表する「意見交換セッション」、生徒会とはどうあるべきなのか、など抽象的な議題を 90 分で 7～8 人ごとに分かれて議論する「グループディスカッション」を 3 本の柱として開催している。そして、毎年 11 月には「生徒会大会」という首都圏最大規模の生徒会外務イベントを主催している。これは、通常の連盟会で行われるものとは違い、役職ごとに議題を分け丸 1 日かけて議論をしながら、連盟会よりも具体的な解決策を導き出している。2016 年は会長・副会長・内務・外務・会計・広報・文化祭の 7 議題・計 17 班に分かれた。

私が高生連に初めて参加したのは 2014 年であった。当時の代表が盛んに発していた言葉で「還元する」というワードがある。これは、校外での活動（外務活動）で得た他校の政策などを自校の生徒会活動に活かすことである。

しかし、そんな簡単に「還元する」ことができていたとしたら、生徒会に対してこのような言い方をするのは不適切かもしれないが、参加校の生徒会活動は飛躍的に「成長している」はずだ。しかし、ひとつの生徒会団体が 12 年目の活動を迎えていて、毎年同様の議題で議論している時点で、その目的は完全に果たすことができないま

まきまきしていることは明白だ。

私は、今後も外務に参加する人全員が学校に還元できるようになることはない、と考えている。一番大きな要因は、ほとんどの学校で生徒会活動が 2 年間という限られた時間でしか活動ができないからだ。では、どこに外務活動の意義を見つければいいのか。

2016 年度の高生連代表の言葉を借りて言えば「間接的還元」を目指すことにあろうと思う。間接的還元とは、外務活動に出ることによって自分たちより活発に活動している学校にインスピレーションを受け、他の生徒会役員にやる気が伝播し、内務活動への還元を図るものだ。また、その中には、「人脈」を広げることや挙げられる。学校の看板を背負って外務活動を行う、いわば学校の「代表者」が集まるので、普段の学校生活では聞けないような話や、自分が知らない知識を教えてもらうことができる。そのことによって、内務活動に活かせるものを見つけたり、やる気をもらったりする。しかし、この「間接的還元」を全面に押し出すことはいかがなものとも考える。学校に還元できないことへの言い訳のように聞こえてしまう。

外務活動の課題はここにあると思う。両面から還元を進めることが出来るように、団体の運営者は豊かなコンテンツを準備をする必要があり、参加者は“学校に寄与するため”という目的意識を持って外務活動を行うことが欠かせない。他校との議論で、ひとつの結論を作っていく外務活動は楽しい。しかし楽しいだけでは意味がない。何を以てして進歩したと決められるようなモノサシがない生徒会活



動だからこそ、このような外務活動というものが生まれたのだと思う。内務・外務の両輪で全国の生徒会が活発な活動ができるようになれば、ますます生徒会の可能性が開けていくはずだ。

子どもの権利の視点から見た「新しい生徒会」の可能性

— 子どもの意見が反映される仕組みの構築 —

高橋 亮平（一般社団法人生徒会活動支援協会理事長）

生徒会の全国組織と「地域生徒会」の可能性

今年3月、高校生たちが集まり、生徒会の全国組織として提言をまとめ、文部科学省や全国高等学校長協会などに手渡した。18歳選挙権実現以降も、実際に若者が世代の意見を表明し社会へ反映する仕組みはまだまだ少ない。世代代表として社会に発信する仕組みとしても生徒会のこうした取り組みには大きな可能性があるのではないかと考えている。

若者参画先進国であるスウェーデンには生徒会の全国組織が存在し、各学校の生徒会から代表者を送ると共に、生徒会役員の研修、生徒会顧問の研修についてまで当事者である高校生達が行っていたりもする。スウェーデンでは、この全国生徒会も若者団体の1つとしてLSU（全国青年協議会）を構成し、当事者としての若者の声を国の政策形成にも関わる仕組みが整備されている。さらに国を超えた欧州生徒会組合組織が存在するほか、自治体でのまちづくりに高校生達が関わる若者会という仕組みなども存在する。もう一つの先進国であるドイツは、教育は分権化されているため州ごとの「州生徒会」が存在する。視察に訪れた際、新たに16歳選挙権が実施される州において、行政からのサポートも受けながら、16歳選挙権キャンペーンをこの州生徒会が主催して行っていた。欧州諸国においては、生徒会の活動は、既に学校内の問題に限らず社会全体に関わる仕組みになろうとしているのだ。

一般社団法人生徒会活動支援協会では、地方自治現場における高校生が参画する仕組みとして、新たに各地域ごとに生徒会のネットワークを構築する「地域生徒会」を提案している。

自治体と連携した「地域生徒会」によるまちづくりへの参画は、高校生に限らず、中学生、手法によっては児童会との連携も考えられる。日本で

は18歳選挙権対策として考えられている事の多くは、高校生を対象にしたものだが、欧州諸国における子ども若者の参画は、小学校低学年、場合によっては幼児を対象としたプログラムまであり、年齢や成長に合わせて段階的なプログラムが整備されている。子どもの権利の視点からも、形式的な意見表明ではなく、子どもたちの意見が実際に反映される仕組みを構築することが重要だ。そのためにも、教育とこうしたまちづくりにおける住民参画との連携には大きな可能性がある。「地域生徒会」はまさに、その具体的な仕組みである。

筆者は、千葉市でこども若者参画・生徒会活性化アドバイザーも勤め、自治体現場におけるこども若者参画の仕組みとして生徒会を活用した新たな先導的モデルを構築しようと取り組んでいる。千葉市では市内公立中学全55校を対象として、生徒会交流会を実施しており、前述の欧州など世界における先進事例を共有しながら自ら理想の生徒会をグループワークで考えていく研修を実施している。今月行われる生徒会交流会では、さらに生徒側からの提言も行う予定である。

子どもの権利の視点から見た「新しい生徒会」の可能性

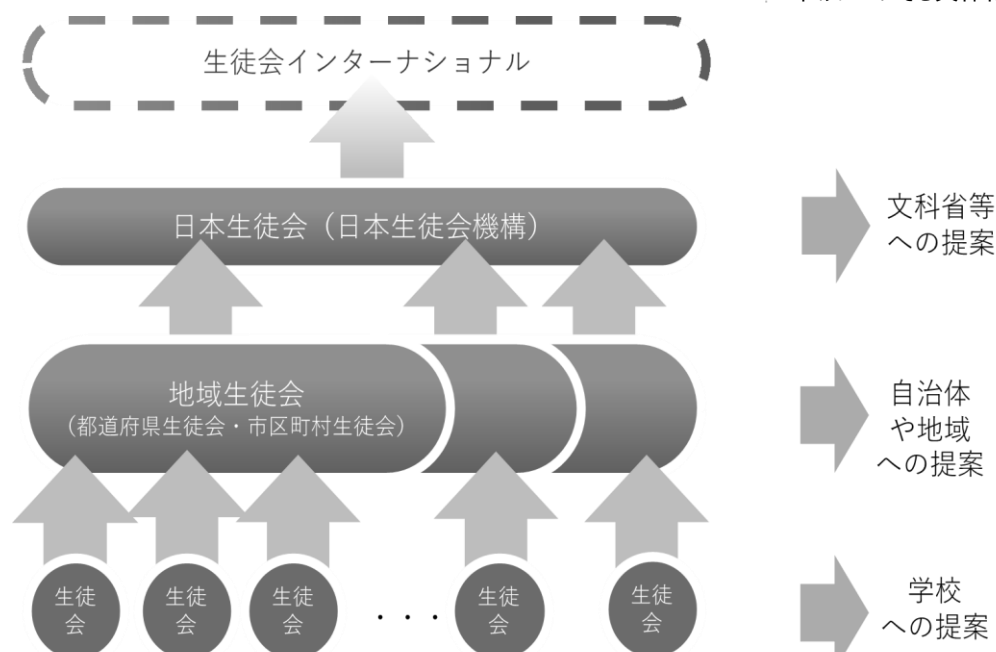
子どもの権利条約が日本で批准された1994年、千葉県の高中生達が「千葉県生徒会連盟」を設立した。この活動をきっかけに「生徒人権プロジェクト」を立ち上げ、子どもの権利条約を高校生の権利に置き換え「生徒人権宣言」として発表。校長、首長、教育長、文科省、外務省などに公開質問状を提出し、記者会見まで行いメディアにも取り上げられた。こうした活動の原点が「生徒会」だった。

あれから四半世紀が経とうとしている。国内においても18歳選挙権に続き、秋の臨時国会には18歳成人実現とも言われ、被選挙権年齢引き下げについても具体化してきた。こうした中、さらに若い世代の声をどう社会に反映していくかは、今後の大きな社会課題と言える。特に自治体などでは、政策形成過程におけるPI（Public Involvement＝住民参画）の重要性が言われるようになって久しい。

18歳選挙権実現以降は、子どもや若者を巻き込んだ仕組みについても目にするようになってきたが、一方でこうした自治体現場においてもそのほとんどは形式的なものに過ぎない。

日本では常に当事者である子どもたちを主体者として位置付けることがなかったが、時代は変わったのだ。視点を転換すれば、当事者である子ども若者たちが最も影響を受けるのは、学校生活であり、学校と家の周辺の地域の問題である。こうした彼らが当事者として影響を受ける課題について、自らが考え、アイデアを出し、議論・決定、提案を行っていく場や環境を創っていく事こそが、求められているのではないだろうか。

図表：日本生徒会・地域生徒会イメージ



出典：筆者作成

2000 年代の日本における生徒会団体の展開と課題

猪股 大輝（早稲田大学教育学部 3 年・生徒会活動支援協会運営委員）

はじめに

日本における「生徒会」という教育システムは戦後導入されたものですが、複数校の生徒会が集まる生徒会団体もまた、「生徒会」導入直後から各地で結成されていました。50 年代以降逆コースの政策が取られる中で、多くの生徒会団体は様々な思想的影響を各方面から受け、時には政治運動の先頭に立って活動を行うこともありました。こうした中、60 年 12 月に文部省初等中等教育局長通達「高等学校生徒会の連合的な組織について」が出され、複数校にまたがった生徒会団体の結成やそれに参加することが実質的に禁止されます。この通達以前に隆盛を誇っていた生徒会団体は相次いで活動を休止し、高校紛争を経て生徒会団体の活動は一層下火になっていきました。地域的には 10 校程度の参加校を集め意見交換を行う団体が、高校紛争後も断続的に複数確認されていますが、50 年代の生徒会団体の規模と比べると見劣りする感否めません。

しかし、2000 年代、特に携帯電話やスマートフォンが中学生に普及して以降、活動規模が飛躍的に拡大し、ついには全国規模で生徒会活動について議論するイベント（全国高校生生徒会大会）の開催に至るまでになりました。近年は地域ごとの生徒会団体が各地に設立され、生徒会団体の活動が次第に盛り上がりを見せています。本稿ではその発展過程を辿っていきます。

2000 年以降の生徒会団体の経過

2002 年、現在盛り上がりを見せる生徒会団体の源流ともいえる団体、首都圏中学校生徒会連盟が設立されました。生徒会間の交流の必要性を感じた当時の中学生生徒会役員が都内各地の学校の文化祭などを巡って仲間を集め、設立にこぎつきました。この団体は 1990 年代に活動した千葉県生徒会連盟をモデルに設立され、2 ヶ月に 1 度の連盟会（意見交換会）を活動の基本としていました。参加にあたって、正加盟校（運営などに参画できる学校）には生徒会顧問から参加の了承を得ることなどを取り決めた憲章も作られ、毎回の連盟会は参加校の教室を借りながら、中学生たちによって自主的に企画・運営されていました。

2005 年にはこの団体を設立した中学生達が新たに首都圏高等学校生徒会連盟（以下高生連）を設立します。しかし、連盟会の参加校は多いときでも 10 校強で、参加校もその大半が首都圏の私立中高一貫校（半数程度は大学

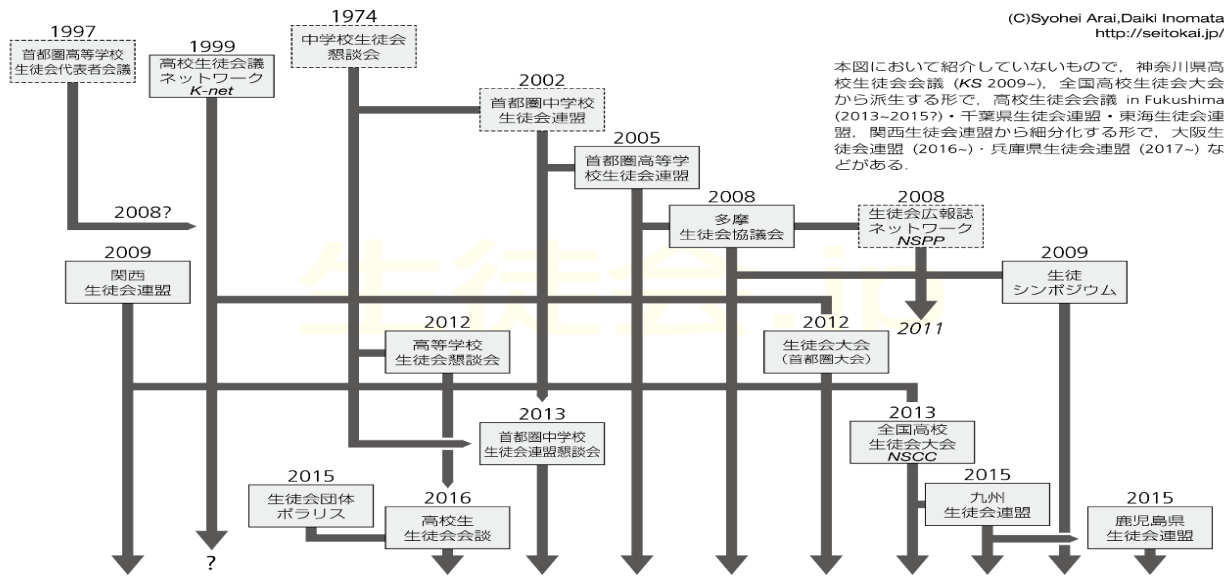
付属校）に限られていました。

高生連の活動が設立メンバーから代替わりを繰り返しながら安定する頃になると、各地で生徒会役員のネットワークが形成されるようになります。08 年には多摩地域の都立高を中心とした多摩生徒会協議会が、09 年には関西で生徒会連盟が相次いで設立されます。これらの団体は相互に存在は認識しつつもそれぞれが独自に意見交換と役員の交流を中心とする活動を行っていました。

携帯電話やスマートフォンが中学生にも普及すると、それまで郵送などによって行っていた会の開催告知がインターネット上の通信手段に代替されるようになります。また、SNS の発達により今まで以上に団体の存在が同年代の高校生に知られるようになった結果、飛躍的に参加校が増えることになりました。具体的には高生連の連盟会参加校が、2012 年 1 年間で 10 校程度から多いときは 30 校を数えるまでに急成長したことがあげられます。こうした中で首都圏全体規模・全国規模の生徒会に関するイベントが相次いで高校生たちによって企画され、実現していくことになります。

2012 年 3 月、衆議院議員会館で全国から 120 名余りの高校生を集め、生徒会などの問題に関して議論するイベント、「全国高校生生徒会大会」が開催されました。このイベントは 1 年に 1 度、定例化され、2017 年 3 月には第 5 回大会が開催されました。運営委員は全国各地の生徒会役員が有志で務め、インターネット上を中心に会議を重ね、SNS などを通じて全国から参加者を集めています。現在、全国大会での交流を契機として、首都圏や関西に留まらず日本各地で生徒会団体が設立されるようになっていきます。

生徒会団体は、近年その活動の規模を徐々に広げつつありますが、こうした団体の継続的で安定した運営を支援する「大人」の存在は不足していると言わざるを得ず、現場教員への正しい活動内容の周知も進んでいません。また、参加する高校生も一般に優秀とされる高校の生徒が大半であるという問題も抱えています。こうした点を克服できるかが、生徒会団体が今後より発展していけるかどうかのポイントと言えるのではないのでしょうか。



通学環境の改善を求め

高校生が市議会へ請願、採択

有賀 久雄 （長野県松本工業高校教諭）

松本工業高校では1年生の社会科必修科目「現代社会」の「地方自治」の単元を教科書で学習した後に、地元松本市議会の交流部会の議員を招いて、交流授業を行っている。これは任期4年解散なしのノルウェーの国会議員が任期半ばで必ず地元の小学校等を訪れ、国会報告と子どもの様々な質問に答える「学校報告」制度を念頭においたものだが、松本市議会も市政への若者の率直な意見を聞く場をつくりたいと考えており、双方の思惑が一致して2015（平成27）年度から行っている。

2年目の昨年度は、議会を終えたばかりの議員さんたちをお迎えして、暮れも押し迫った12月中旬に行った。1時間の中でまず議員から、松本市議会のあらまし、市議会議員は普段どんなことをしているのか、明日からできる政治参加（選挙以外の傍聴、請願・陳情の方法）の3点についてパワーポイントでレクチャーして頂き、残りの時間で高校生から質問や市政に対する要望を出すという形で行われ、各クラス7、8人の生徒の質問・意見が出た。



このうち電子工業科A組では、その後の授業で交流授業での生徒の

質問や意見を振り返る形で話し合いを行った。その結果、自分たちの意見や要望が大きく2つの事柄、すなわち電車、バスなど普段通学に利用している「公共交通の充実」を求めるものと、同じく通学に「自転車を利用している者として市に改善してほしいこと」に集約できること、そしてそれは他校の生徒や大学生、高齢者など地域の大勢の人たちにとっても切実な、公益性のある要望だということに気づくことができた。

そこで交流授業で発言をした生徒が中心になって、「高校生や高齢者など交通弱者に配慮した、公共交通の充実を求める」請願と「自転車利用者に優しい街づくりを求める」請願の2つ

の請願書にまとめ、代表5人が松本市の2月議会に提出。3月10日には市議会建設環境委員会に出席し、それぞれの請願の趣旨説明を行った。「一般市民にとっても切実な問題」「若者の視点からの街づくりへの提言を尊重したい」等の委員からの発言があり、委員全員の賛成で本会議に送られ、17日の本会議で採択された。



こうして18歳選挙権にまだ手の届かない16歳たちが憲法16条の請願権を知り、それを行使した。この間、生徒は趣旨説明に備え、高校生への通学費補助がある石岡市や、路上駐輪場の整備が進んでいる京都市のHPなどを調べたり、市街地の自転車レーン上に車が駐車している実態を調査に行ったりするなど、自主的に考え行動した。

「今回の請願を通して、市議会議員の皆さんの賛同を得て本会議で可決してもらうところまで持っていくのは大変なことだと思った。具体的には1つは請願書の文章作りです。文章の中に市に自分たちの行ってほしいことを入れつつ、議会で可決してもらうために文章を工夫することに苦労しました。2つ目は委員会での趣旨説明の場面で、自分たちの伝えたいことを確実に伝えなければならないということで、とても緊張したことです。しかし同時に、議員さんの方からたくさんの質問や意見をしていただき、同席した市の担当の方たちに重要課題の一つとして重点を置いて考えてもらえたと思うので、よかった。議会で可決され、これから市からどんな政策が出てくるのか、とても楽しみです。この請願によって、より政治に親しみを持つことができたのでいい経験だったと思います。」（代表のひとり、今野蓮くんの感想）

もともと松本市は組織内に「子ども部」を置き、子どもの権利条約推進に前向きに取り組んできた自治体である。私も生徒たちとともに、今年度、市からどのような施策が打ち出されてくるのかを楽しみにしている。

子ども会議からまちづくりへ

東 雅宏（白山市教育委員会生涯学習課）

白山市の子ども会議

白山市では、2007（平成 19）年 4 月に「白山市子どもの権利に関する条例」を施行しました。条例施行後に策定している「子どもの権利に関する行動計画」においても重点項目の 1 つに「子どもの意見表明・参加の促進」を掲げ、子ども会議事業を毎年実施しています。白山市は市域が広いことから、子ども会議は短期集中形式で実施し、市内全域の子どもたちが集い考える時間を確保しています。子ども会議は毎回、市内全域の小中学生 30 人程が集まり、開催しています。

子ども会議のテーマ・内容は、毎年変わりますが、毎年共通していることは、普段の生活の状況が違う子どもたちが日頃感じることを話し合い、身近な課題を解決していく点にあります。子どもたち同士で話し合い、普段の生活の違いを知るだけでも子どもたちには十分に刺激のあるものですが、白山市では子ども会議でまとめた事柄を何らかのかたちで市政につなげるようにしています。子ども会議で考え、まとめたことは、市長や教育長との懇談の場で発表することもあります。特定のテーマについて考え、子どもの権利について学びながら、市政に関わることもあります。例えば、子ども憲章の制定、子どもの権利啓発映像資料の制作、市総合計画への意見などが挙げられます。



市政への関わり

（1）白山市子ども憲章の制定

白山市子ども憲章は、条例が制定された後の 2008 年に白山市民憲章とともに制定されました。条例が既に制定されている中で子ども憲章制定でしたが、子どもと市長との懇談会の場で子どもたちから「自分たちの思いを形にしたい」との意見があ

ったことや、市民憲章の制定に向けて動き出していたこともあり、子ども憲章の制定へと進みました。制定にあたっては、子ども会議で素案を作り、子ども会議からの代表と学識経験者らおとな同数で構成する制定委員会で検討を重ね、再度子ども会議でも話し合い、憲章案をまとめています。

子ども会議に参加した小中学生からは、「おとなと子どもが一緒になって考えたり参加したりすることができてよかった」「意見を聞いてもらえてうれしかったし、私も市民のひとりとしてがんばっていきたいと思いました」といった感想が寄せられています。

（2）子どもの権利啓発映像資料の制作

子どもの権利について子ども自身が関心を持ちやすくするために、2009 年に映像資料を制作しました。子ども会議で映像資料の構成づくりに参画してもらい、子ども自身の身近な経験が映像資料に反映されるように試みました。この会議には、映像制作会社からも担当者が参加し、子どもたちと共に協議を重ね、映像資料を作り上げました。子どもたちは場面をイメージしながら発言し、完成へとつなげています。子どもたちは 2 日間の会議の中で、身近なものとして子どもの権利について考え、行動に結びつけようと試みたようです。

（3）市総合計画への意見

2015 年の子ども会議では「白山市の 10 年後を考える」をテーマに、子どもの視点から市民の生活と行政との関わりや身近な課題について考えることとしました。白山市では「第 2 次総合計画」の策定に向けて市民からの意見集約を行っている時期であり、子ども会議でも総合計画の柱となっている「仕事・雇用」「観光・交流」「子育て・教育」「都市・地域」を基準に、各自の考えを掘り下げ、図書館等で現状を調べながら、意見をまとめています。

今後に向けて

白山市では条例施行から 10 年が経ちました。子ども会議も毎年その内容を検討しながら実施しています。変わらないのは、参加した子どもたちが身近な課題の解決を通してまちづくりに関わることです。これからも子ども会議に参加した子どもたちからの発信で子どももおとなも自分たちでまちづくりに関わっていく状況をつくっていきたいと考えています。

子どもたちが参加したくなる 「ばりっ子会議」を目指して

中谷 幸雄（M I K 運 動 推 進 委 員 会 代 表 ）

中平 健治（名張市福祉子ども部子ども家庭室 主幹 ）

名張市では、市ではじめての議員提案による条例として「名張市子ども条例」を、平成 18 年 3 月に制定しました。この条例は、「生きる権利」、「育まれる権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の 4 つの権利を柱にしており、その中で、「市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する」ことになっています。今回は、子ども会議（以下：ばりっ子会議）の開催とばりっ子会議の運営を受託している M I K（マイク）運動推進委員会の中谷幸雄さんにお話を伺いました。

ばりっ子会議の参加者と大人の役割は？

名張市内の小中学生を対象に参加者を募り、子どもたちが自由に話し合い意見を出せる場として「ばりっ子会議」を開催しています。

子どもたちと年齢の近い「名張 Kids サポートクラブ（ジュニアリーダーとシニアリーダーが一緒に活動しているグループ）」が、サポート役として会議に参加することで、回を重ねるごとに子どもたちから様々な意見や希望が出るようになり、会議の内容も年々充実したものになってきました。我々大人は、子どもの権利を最大限尊重し子どもが自らの権利を行使できるよう努めています。

ばりっ子会議の様子や活動内容は？

当初は、「自分たちが住んでみたいまち」「自分たちのまちにほしいもの」といったわかりやすいテーマを設定し、1 年間話し合い、そのまとめを市長に提言していました。

ある年は、「犬の糞が無いきれいなまちにしたい」といった意見があり、どうすれば犬の糞がなくなるかを話し合いました。実際に町中の調査を行い、糞のあったところに飼い主に糞の後始末を促す看板を設置することとしました。その後、看板の効果を検証し、市長に市として取り組んでほしいと提言しました。

「長い滑り台がある公園がほしい」といった希望があった年は、子どもたちが考える理想の公園を話し合い、模型を作成し、市長にお願いしました。公園の模型は、市役所ロビーに展示され市民にもアピールすることができました。

東北の震災があった年には、「現地の子どもたちの様子が知りたい」という意見から、塩竈市の小中学生とテレビ会議を実施しました。震災当時の様子や困ったことなどを聞き、今後名張でも想定される東南海地震に対し、自分たちができる対応や準備を話し合いました。

また、給食や緑日をテーマにした年もありました。

ここ数年は、「お店屋さんごっこがしたい」といった意見から、自分たちがやりたいお店、名張に欲しいお店を「ばりっ子モール」という形で実施しています。文房具屋、雑貨屋、駄菓子屋、スイーツ屋、ゲームセンター、お化け屋敷など 3～5 人が一つのグループになり、お店の準備から当日の運営ま

で自分たちで行います。「ばりっ子モール」では、「バリ」という専用通貨を用意し買い物ができるようになっており、銀行も子どもたちで運営します。

当日の参加者は、会場のキャパや運営上の限界から、現在は事前申し込みとしていますが、200 名の定員に対し 400～500 名程度の申し込みがある大変人気のイベントとなりました。遊びに来た子どもたちの中からは、「来年は『ばりっ子会議』のメンバーとして参加したい」といった声が出るようになり、メンバー募集では、40 名の定員設定を行うまでになりました。中には、毎年「ばりっ子会議」に参加する子どももいますし、小中学校の卒業後、ジュニアリーダーとして「ばりっ子会議」をサポートする立場になる子どももいます。



子どもたちの感想

- ・他の地域に友だちがで、とても楽しかった。
- ・自分たちが選んだメニューが学校の給食として実現された。クラスの間みんな喜んでた。
- ・将来カフェをやりたいと思っていた。ばりっ子モールでやってみて益々その気持ちが大きくなった。
- ・お客さんがたくさん来てくれてうれしかった。
- ・自分たちが準備した品物が売切れて良かった。

課題について

「ばりっ子モール」は回を重ねるたびに参加希望者も増え、名張の子どもたちが集う最大のイベントとして認識されつつあります。しかし、当初の目的であった「子どもたちの意見を市政に反映させること」からは少し距離があるかもしれません。子どもたちの夢や希望を実現し単なるイベントとして終わるのではなく、参加した子どもたちが自己実現の可能性を見出し自分の意見をハッキリと周りに伝える権利があることを認識できるよう進める必要があると考えます。

子どもと大人が一緒になって創る

子どもの権利条約フォーラムを

半田 裕 （子どもの権利条約フォーラム 2017in 信州実行委員長）

今年の 12 月 2 日、3 日に子どもの権利条約フォーラムが開催される長野県でフォーラムに向けての実行委員会の設立総会を 4 月 22 日に開催いたしました。当日は約 60 名の皆様にお集まりいただき、実行委員会が設立されました。設立総会と合わせて、子どもの権利条約ネットワークより喜多明人教授より、子どもの権利条約について現在の日本の状況や、課題について解説をいただき、学びを深めることができました。また子どもたち向けにも子どもの権利を知るための分科会を開催し、子どもと大人が一緒に子どもの権利を学ぶことのできる設立総会となりました。各分科会に参加した方の感想から設立総会の様子をお伝えします。

<子どもの権利で遊ぼうー小学生以下向けワークショップー>

(40 代女性)



この分科会に幼児の子どもたちを連れて参加しました。手作りのすごろくやカルタを、子どもたちがワイワイ楽しんでいた。サイコロを振って、止まったところに書いてある、子どもの権利条約の

一文を、担当の方が子ども向けに書かれた本の一説を読み聞かせて、まだ園児の子どもたちにはよくわからない言葉も、かみ砕いてお話しして下さっていました。「これはね、こういうことなんだね。」と、何度かやり取りをするうちに、小さな子どもたちもちよつとずつ「ふーん」と理解ができていく様子が見られました。小学生のお兄さんが、カルタを読んで小さな子が頑張ってカルタをとる様子もほほえましく思いました。

こうしたゲームの中では、小さな争いも起こります。そこにいる大人が、やみくもに子どもを従わせるのではなく、ひとりひとりの人権を尊重して見守ることができるのも、子どもの権利条約を知る大人だからこそなんだと思いました。

私自身も遊びの中で子どもたちと一緒に、子どもの権利条約を学ぶ機会になりました。日々の生活の中で、ともしれば子どもの人権を無視した子育てに陥ってしまうこともあります。大人がちゃんと子どもの権利条約を知ると、もっと子どもとの暮らしを楽しむことができると感じました。フォーラムに向けて学び合うのが楽しみです。

<子どもの権利を体験しようー中高生向けワークショップー>

(16 歳高校生)

中・高生向けのワークショップでは、5〜6 人のグループになって、色々な権利の中から自分が欲しい権利に値段を付け、オークション形式でそれぞれが落札するというワークショップをやりました。選択できる権利の中では、いつでも好きな人に会える権利や誰にも差別されない権利など、私が日常生活

を送る中で欲しいと思うことが沢山あり、値段を決めるのが難しかったです。いざ、落札が始まると、私が 1000 円の値段をつけてい



たものでも、他の人は 100 円だったり、私は必要無いと思ってたものが、とても人気だったり、それぞれの権利に対する価値観の違いを感じる事が出来ました。自分が考えていることや価値観を前提として話をしていると、自分自身が知らないうちに相手にその価値観を押し付けてしまっていることがあるという事にも気付くことが出来ました。最後に自分が落札した権利について話し合う場面では、権利についての解釈が、自分と他の人では全く違い、驚くことがありました。自分が欲しくないと思っていたものでも、皆の意見を聞くにつれて、欲しいと思うこともあり、考え方の違いについて知ることが出来ました。ワークショップに参加して下さった方は、相手と自分が正反対の意見でも、相手を否定せずに理解しようとしてくれる方が多くて自分の意見を堂々と話すことができ、とても嬉しかったです。

今回のワークショップのように同年代の人と話し合う機会がこれからも沢山あればいいなと思いました。

長野県では 10 年前の 2007 年にもフォーラムが開催されています。その際に子どもたちの参加が少なかったため「長野県の子どもの顔が見えない」とご意見をいただいたことを覚えています。あれから 10 年がたち、私自身も子どもをサポートする大人となり、様々な子どもたちとかわっていますが、子どもたちが自主的に活動をしたり、子どもたちを支援する大人がずっと増えていると感じています。そんな子どもと大人が一緒になって創り上げる楽しいフォーラムにしたいと思いますので、皆さまもぜひ長野に足をお運びください。

一緒に考えたい、子どもたちの育ちと権利擁護

— 魔法のような道具、技はない —

上野 陽弘（こどもの心のケアハウス嵐山学園）

はじめに

子どもについての話を始めると、「ねえねえ、そういえば…」という愛らしい笑い話、「も〜大変…」という苦労話等、いずれにしても子どもや大人の「思い」が絡み合い、多様なエネルギーが引き出され、時にどっと疲れたり、また、元気をもらえたりもする。

この度、児童心理治療施設での実践から、日々、悩み、手探りの中から感じていることを言葉としてつなぎ、子どもの育ちと権利擁護について一緒に考える素材としたい。

自職場と私の立場

私の勤める「こどもの心のケアハウス嵐山学園（以下、当学園と略す）」は、全国 46 か所（2017. 6 現在）ある児童心理治療施設のうち、32 番目に開設した 10 年目の施設である。「家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童」（児童福祉法第 43 条の 2）を対象とし、生活支援、学校教育、心理治療、精神科医療の多職種協働により、子どもの「育ち」と情緒面の「治り」を相互補完的に支援する。その中で、私は生活支援の福祉職の立場として勤務している。

子どもの背負っている問題から目を背けない

入所児童については、家庭・学校生活等での他者との関係性の不調・悪循環により情緒的問題を抱えている。その環境から行政措置により離し、敷地内に学校、クリニックが併設された生活の場としての当学園に入所となる。子どもたちにとっては、意見を尊重されつつも、今までの生活や人とのつながりを一時断たれるため、「何で自分だけ？」「どうせ…（自分は）（大人なんて）」との思いを抱いてくる。

一方、地域社会にとっては、家庭・学校等で生じる問題について、子どもの施設入所により目の前から消えたかのようにもなる。

このように、子どもたちの背負っている問題を、特異な人の特異な問題として、社会の片隅に追いやるのではなく、自分自身にとっても、社会の多くの人にとっても、他人事ではないこととして目を背けず、子どもの育ちと権利擁護の「つながり」を拡げる必要性を投げかけたい。

魔法のような道具や技は持ち得ていない

便利な道具に満ち、問題解決の簡便さを求められる社会の中、治療施設に勤めていると、子どもにまつわる問題を簡単に「よくて

ほしい」と求められたりする。

しかし、我々は「魔法のような道具や技は持ち得ていない」のが実情であり、自らの全身全霊を活かしながら辛抱強く関わっていくことが不可欠と戒めている。また、子どもの「育ち」や「治り」の広さや深みを知る立場だからこそ、簡単な方法論は嘘のように感じてしまう。我々は困難に取り組むことへの覚悟を持ち、子どもが乗り越えていく可能性を信じて、何度も悩みと工夫を凝らしながら関わっていく。それが我々の実態であり、子どもの育ちと権利を「尊」び擁護するためには、我々が引き受ける「厳」しい問い抜きでは語れないと考えている。

問題の中に埋もれた子どもの可能性や強み

子どもの情緒面での問題に取り組む際に、大人の側も何とかしたい「思い」入れが強くなる。しかし、誰もが問題ばかりに目を向けられると苦しくなる。また、問題に焦点を当てるが故に、問題を膨らませたりもする。

子どもたちは、大人も気づけない速さで成長している。だからこそ毎回毎回、丁寧に「出会い」「向き合い」「受け止め」「寄り添い」続け、子どもたちも大人自身も変化しうる存在だからこそ、固定的に理解したつもりになるのではなく「理解をし続け深めていく…」

このような過程で、問題の中に埋もれ、子ども自身も気づいていない可能性や強みを、一緒に発見できたりもする。その喜びに魅了され、子どもの育ちと権利擁護への「探究心」も膨らまされていく。

結びにかえて：真の「友達≒共立≒共発」を求めて

子どもの育ちと権利擁護について考える際に、楽しみの共有のみならず、子どもが苦しいと感じている時に、一緒に取り組む大人の必要性を考える。

最後に、我々大人が子どもたちに伝える「友達を大切に…」という言葉について考えたい。そもそも我々自身が子どもの育ちと権利擁護のために、それぞれの立脚地から「共」に「立」ち上がり、意見や行動を「共」に「発」つことができているか？子どもの声や視線に、しっかりと応えているか？

大人同士の連携・協働の際に、「思い」に駆られた押し付け合いや奪い合いを避け「支え合い」を通じ、子どもにとって必要な支援について相互の知恵を束ねていきたい。



語り合おう！『子どもの現場から考える子どもの権利』

－ 子どもの権利条約総合研究所研究総会シンポから －

中川 友生（早稲田大学大学院博士後期課程）

子ども支援の現場で共有できる

子どもの権利のとらえかたとは何か

最高気温が 30 度にせまろうかという夏日となった 2017 年 5 月 21 日（土）の午後、早稲田大学で子どもの権利総合研究所公開シンポジウム『子どもの現場から考える子どもの権利』が開催されました。気温さながらの子どもの権利を基盤とした現場での熱い取り組みが 5 名のシンポジストから報告されました。

冒頭に荒牧代表が「子どもの現場は多様であり、それぞれの現場において子どもの権利の捉えかたも多様である。しかし、全ての現場で子どもの最善の利益のために子どもの権利について共有すべきものがあるのではないかと話されましたが、障がいを持つ子ども支援の現場で働く私も、多様な職場で共有すべき子どもの権利のとらえ方とは何なのだろうと興味津々でシンポジウムに参加しました。

子ども支援の共通点は子どもとの対話の重視

子どもの権利について、学校現場から教員の八田 裕子さん、スクールソーシャルワーカーの穂苅 幸さん、児童心理治療施設から上野 陽弘さん、少年司法の現場から熊倉ひろみさん、そして医療の現場から田中 恭子さんの報告がありました。シンポジストは抽象的な概念で子どもの権利について話されるのではなく、普段私たちがくわしく知る機会の少ないさまざまな子ども支援の現場での子どもの権利をまもる取り組みと課題を、事例を通じて具体的にわかりやすく報告されたので、フロアから活発な質問がありました。

多様な現場からの子どもの権利をまもる取り組みについて簡単に紹介します。児童心理治療施設の現場からは、子どもの声に耳をかたむけ対話し続けることで、つながりが広がり、何かが生まれ変化していく、このことが権利擁護の視点として重要なのではないかとこの報告、医療現場での子どもの権利を守る取り組みとして、医師から子どもへ人形などを用いた理解しやすい方法での治療方針の説明、子どもとの治療方針の共同意思決定の取り組みの報告がありました。司法現場からは、被虐待経験などによる愛着形成等の問題から感情を言葉にすることが難しい少女少年院入所者の思いを聞き言語化することを支えながら社会復帰を支援する取り組み、教育現場からは生徒とともに作る修学旅行のルールづくりの事例、利用できるサービスありきでなく子ども自身が求めている支援を子どもと対話しながら一緒に考えているスクールソーシャルワークの取り組みなどが報告されました。シンポジストの報告から、多様な子ども支援の現場で共通しているのは、子どもの最善の利益を考慮した子ども

支援をおこなうために、子どもの声や思いに耳を傾け、対話し続けることによって個々に人格をもつ子どもの最善の利益のための支援の取り組みを考えていることであり、このことが多様な子ども支援の現場で共有すべきことではないかと感じました。また、言葉にならない思いや意見をくみとる実践も多くのシンポジストが共通して話されていましたが、子どもの意見というのは必ずしも言葉である必要はなく、言葉にすることが得意でない子どもでも、大人が子どもの行動を丁寧に観察していくことや意見をだしやすい環境設定をすることによって子どもの意見をくみとることができることを再確認できました。また子ども支援者は、言葉にすることが難しい子どもの意見をくみとる努力を惜しんではいけないと感じました。

シンポジウムでの学びを自分の現場で活かす

シンポジウムの最後に、報告者が「様々な現場の報告を聞き自分の現場の子ども支援の取り組みと共通していることもわかりましたし、自身の現場で参考になることがありました」と感想を述べられていましたが、終了後に会場の参加者からも「自分の職場でも参考にしたいことがある」という声を聞きました。私も今回のシンポジウムに影響を受け、職場の仲間と言葉で表現することが難しい子どもの思いをくみとる工夫について検討をはじめました。このようにシンポジウムで報告された多様な現場での子ども支援の取り組みや共通する子どもの権利のとらえ方が、それぞれの参加者のかかわる現場で参考になっており、子どもの権利を基盤とした子ども支援のひろがりを感じました。これからも、さまざまな子ども支援の現場から学び、自分の現場の子どもたちに活かしていきたいと思います。



外国人の子ども白書

権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から



■明石書店
■A5 版 320 頁
■2500 円+税
荒牧 重人 榎井 緑
江原 裕美 小島 祥美
志水 宏吉 南野 奈津子
宮島 喬 山野 良一【編】

目次

外国人の子どもたちの現在—なぜ「外国人の子ども白書」なのか

- 第 1 章 外国人と外国につながる子どもたちのいま
- 第 2 章 子どもにとっての移動の経験
- 第 3 章 家庭生活の中の子どもの
- 第 4 章 子どもの貧困と権利侵害
- 第 5 章 教育と学校
- 第 6 章 人権保障と子ども
- 第 7 章 子どもと国籍
- 第 8 章 子どもの在留資格
- 第 9 章 子ども支援の現場
- 第 10 章 幼児の国際移動と子どもの権利

本書は、日本で暮らす外国人の子どもたちについて、8 名の編者、73 名の執筆者により 10 章にまとめられたものである。巻末には関連する豊富な資料も掲載されている。

第 1、2 章では、外国人の子どもについての概要と、未知なる日本文化に飛び込まざるを得なかった子どもたちについての具体的な事例や、懸念される影響、必要な支援などが記されている。

つづく第 3 章と 4 章では、出産から成人していくまでの子どもの成長に沿った様々な課題を明らかにしている。親の長時間労働、家庭のなかで通訳の役割を期待される状況など、各年代、各家庭のなかで「外国人の子ども」であるが故の具体的な状況、課題が提示され、さらに親の社会的状況が子どもに多大な影響を及ぼす結果を、貧困という切り口から

分析している。また、ヘイトスピーチなどによる重大な子どもの権利侵害についても言及されている。

第 5 章では、教育現場での外国人の子どもたちの状況について様々な課題を取り上げながら、画一的な教育ではなく、多文化共生を目指した教育を実現させるための課題が述べられている。

さらに、第 6 章から 8 章までは、子どもの人権保障の視点から国籍や在留資格などの日本社会の制度を分析し、課題を明らかにしている。

第 9、10 章では、支援団体や行政などが実施してきた具体的な取り組み、課題提言が記され、さらに、日本国内に限定せず、世界的に行われる「幼児の国際移動と子どもの権利」について述べられている。

本書の中に繰り返しでてくるのは、差別の禁止を謳う「子どもの権利条約第 2 条」である。当たり前のことが保障されていない子どもたちが「見えない」状態になっている。それを多方面の切り口から「見える化」し、課題を明確にしているのが本書であると感じた。

外国人の子どもが直面する課題、アイデンティティの揺らぎ、いじめ、貧困、教育などの全ての課題は、全ての子ども達に共通する重要な課題であり、日本社会が抱える課題が外国人の子どもたちを通して浮き彫りになっていく。

「ブラックボックスに閉じ込められた気がする」とは、本書の中の子どもの声である。外国人の子どもたちの状況は非常に厳しいものがある。一方で、執筆者の一人リリアン・テルミ・ハタノさんの「外国にルーツをもつ子どもたちの存在は、日本社会にとって教育『課題』や『問題』にとどまらず、『希望』であり、進むべき方向を示してくれる『灯台』でもある」という言葉が象徴するように、本書の中では外国人の子どもが非力な存在ではなく、より良い社会を実現するうえで欠かせない重要な存在であることがはっきりと記されている。本書を読むと、社会の中で「見えなく」なっている子ども達に寄り添い、行動している人が多く存在することが伝わってくる。実践と理論の両方に基づく力強い内容の本書は、外国人の子どもにとどまらず、「見えない」状態にある子どもたちのための活動の一助ともなるであろう。

国際子ども権利センター（シーライツ）
奥山 桂子

編集後記

爽やかな風が心地よく感じられた 5 月、現役高校生を交え、生徒会活動に関する活発な議論が展開された。実際に活動中での苦悩や展望が赤裸々に語られ、我々おとなには刺激のある、明るい未来を予見させる展開となったのは言うまでもない。日本で 18 歳選挙権が認められるようになったのはまだ去年のことであるが、国内外での事例や施策を知るにつけ、子ども自身が主体となり、何らかの形で社会参画していく事の大切さを改めて感じさせられるのである。実際に子どもが参画したまちづくりの事例は、志を同じくする取り組みへの指標となるであろうことは明白だ。

しかしながら、編集を進めていく過程で、ここところの天候のせい、か、なんともいえないモヤモヤが残ったのも事実である。同じような思いを抱かれた読者の方も少なからずおられるのではないだろうか？

執筆者ご自身がご指摘の通り、身近での有益な活動でさえも、ごく一部の限られたメンバーの営みであって、それを「自分ごと」として捉えることが出来ていないという問題がある。

ある高校では、生徒会活動を熱心に行っていると『社畜（先生の言いなり野郎）』と揶揄されるという。生徒会活動をしている本人でさえ、仕事として仕方ないから言われたとおりにやるしかない、周囲が『社畜』と揶揄するのも当然だと言うのである。生徒会が教師側の思惑通りに動く（動かされる）構図が垣間見える。

今号に掲載されたどの活動実践においても、「主体性」を抜きにしては成果は期待できない。そのことをどこまで認識し、この格差をどのように埋めていくのか、残念ながらこの点は今号では取り上げることができていない。

近年叫ばれている「子どもの貧困」などの問題も、実はこの格差社会の抱える大きな問題であろう。様々な二極化が生み出す弊害も、主体的な社会参画により改善の余地はあるのである。ただし、そこには子ども時代から育まれた「主体性」の上に立つ社会参画である必要性があるのではないだろうか。その基盤を作るべく、我々おとなができることは何なのか、今一度「自分ごと」として考えていきたい。

「子どもの権利条約」No.128 号 2017 年 6 月 15 日発行

★発行（季刊・年 4 回）
子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1
TEL&FAX 03-3724-5650
Eメール info@ncrc.jp
ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人
★編集人 喜多明人・堤佐知子
★年会費 5000 円 学生 3000 円
18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150
*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150
コードノケンリジョウヤクネットワーク
★印刷（株）第一プリント